株主各位

東京都品川区東品川四丁目13番14号

## アールビバン株式会社

代表取締役社長 岩本 一也

## 第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

**1. 日** 時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時

2. 場 所 東京都品川区東品川四丁目12番8号

品川シーサイドイーストタワー16F

ホテルサンルート品川シーサイド 宴会場「海」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) 3.目的事項

日的争垻報告事項

- 1. 第32期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第32期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正を すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.artvivant.net/)に修正後の事項を掲載させていただきます。

## (提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、前半は堅調な企業収益や人手不足に伴う所得・雇用環境の改善などにより緩やかな回復基調が続いていたものの、後半には中国をはじめとする新興国経済の減速や海外情勢への懸念、円高・株安など金融市場の混乱もあり企業の景況感や消費者マインドは悪化いたしました。

このような状況の中、当社グループでは、第32期は年度方針として「第二創業への第一歩~イノベーションの更なる推進~」を掲げ、中長期的な視点に基づき、人材、組織など経営基盤固めを実践するとともに、「アート関連事業」において、新規顧客の開拓及び過去にとらわれず新たな収益基盤の創造にチャレンジしてまいりました。

また、引き続き、「絵のある豊かな生活」によって、一人でも多くのお客様に夢や希望を感じていただけるよう営業活動を推進し、基幹の「アート事業」を中心に積極的な営業展開を行うとともに、組織の効率化、コスト削減に努め、収益力の改善に努めてまいりました。

## 【アート関連事業】

スタンダードアート部門におきましては、より多くの新たなお客様に絵を飾っていただくために、週末を中心に全国各地のショッピングセンターやイベントホールにおいて展示販売会を開催してまいりました。

デビッド・ウィラードソンをはじめとするディズニーアーティストの展示会「ドリーム・アート・ワールド」を積極的に開催することにより、より多くの新規顧客の獲得に繋げることができました。 また、既存のお客様には、引き続き、クリスチャン・リース・ラッセンを中心としたアーティスト来場展や原画展、大型優待催事「ジャパン・アート・エキスポ」を開催し、アートをコレクションする喜びを感じていただくための演出を様々な角度から行い、販売を行いました。

イラスト系アート部門におきましては、店舗販売に加え、新アーティスト企画や大型催事「ジャパンイラストレーターズフェスティバル」、「神 絵祭」を定期的に開催することで、新規顧客の獲得に繋げてまいりました。 友の会 < A V A N S C L U B > (スタンダードアート部門)、メンバーシップ (イラスト系アート部門) の会員イベントにおいては、アーティストを招いたファン交流の場を多数用意し、会員顧客の満足度向上に努めてまいりました。

デジタルアート部門におきましては、「待受アートパラダイス」等の主要3サイトを中心としたスマートフォン展開や、スマートフォンアプリの配信、コンテンツの他社サイトへの貸出し等、当社が提携する多彩なアーティストのコンテンツの強みを生かした展開を進めてまいりました。

出版部門におきましては、引き続き多数のイラスト系アーティストとの 提携を実現しました。イラスト系グッズ販売におきましては、グッズ専門 店やグッズ通販サイトの運営を強化し、人気イラストレーターのタペスト リー販売を中心に展開している「軸中心派」による大型イベント「軸中心 祭」や期間限定催事においても売場スペースを設け、積極的に売上の拡大 に努めてまいりました。

しかしながら、アート関連事業の売上高は37億88百万円(前期比1.0%増)となったものの、当期は将来の販売を目的とした高額美術品の仕入れを行ったことによる商品評価替えの損失(為替相場の円高等の影響によるものを含む)を売上原価に計上したことにより営業利益は44百万円(前期比84.2%減)となりました。

### 【金融サービス事業】

子会社『株式会社ダブルラック』におきましては、当社をはじめその他 一般加盟店の顧客を中心に販売代金等の割賦販売斡旋業務(以下、クレジット事業といいます)を行ってまいりました。

その結果、金融サービス事業の売上高は10億10百万円(前期比25.4%増) となり、営業利益は5億75百万円(前期比34.7%増)となりました。

なお、債権担保融資事業におきまして、債権の取立不能のおそれが生じたため貸倒引当金2億10百万円を特別損失に計上いたしました。

## 【リゾート事業】

子会社『タラサ志摩スパアンドリゾート株式会社』におきましては、三 重県鳥羽市に癒しのリゾートホテル「タラサ志摩ホテル&リゾート」を運 営し、本来の強みである「タラソテラピー」を軸に商品展開・営業活動を 行い、本格的なタラソテラピーセンターとして、リピーター率の高い施設 を目指して運営をいたしました。

しかしながら、ブライダル売上が前期を下回ったことにより、リゾート 事業の売上高は6億67百万円(前期比7.4%減)となり、営業損失は54百万円(前期は61百万円の営業損失)となりました。

#### 【健康産業事業】

子会社『カルナフィットネスアンドスパ株式会社』におきましては、千葉県柏市にフィットネスクラブ「カルナ フィットネス&スパ 柏」を運営し、引き続き、ホスピタリティ精神を大切にした質の高いサービスの提供及び新規会員獲得数アップと既存会員の退会防止、客単価の上昇に主眼をおいた営業活動を推し進めてまいりました。また、プロゴルファーによるゴルフレッスンを充実させるなど、お客様の多様なニーズに応える新しいプログラムを積極的に取り入れ、地域の方の健康づくりに貢献できる存在となることを目指してまいりました。

その結果、健康産業事業の売上高は4億78百万円(前期比8.7%増)となり、営業利益は61百万円(前期比309.3%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は59億29百万円(前期比4.0%増)となりましたが、高額美術品の商品評価替えの損失の計上により、営業利益は7億12百万円(前期比5.3%減)となりました。また、前期における円安による為替差益1億96百万円がなくなったことにより経常利益は7億1百万円(前期比27.8%減)となりましたが、債権担保融資事業における貸倒引当金2億10百万円の計上があったものの、美術品担保融資事業における和解金の入金があったことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は5億32百万円(前期比5.1%増)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、69百万円であります。 その主なものは、子会社である株式会社ダブルラックのクレジット事業 における基幹システムの構築(52百万円)であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、短期借入金として 株式会社三井住友銀行と当座借越契約(極度設定15億円)を締結し、15億 円の調達を実施し、ほかにオリックス銀行株式会社より1億50百万円の調 達をいたしました。 また、長期的な安定した運転資金の確保のため、長期借入金として株式 会社三井住友銀行より5億円、株式会社みずほ銀行より5億円、静岡銀行 より3億円の調達を実施いたしました。

株式会社ダブルラックは今後のクレジット事業の運転資金確保のため、 株式会社新銀行東京より10億円、株式会社静岡銀行より3億円、株式会社 東日本銀行より3億円、オリックス株式会社より2億95百万円の借入を実 施いたしました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

	区	分		第 29 期 (平成25年3月期)	第 30 期 (平成26年3月期)	第 31 期 (平成27年3月期)	第 32 期 (平成28年3月期) (当連結会計年度)
売	_	Ŀ	高	5, 332	5, 960	5, 700	5, 929
経	常	利	益	756	1, 307	971	701
親当	会社株主 期 糸	に帰属	する 益	647	767	506	532
1	株当たり	当期純	利益	49円48銭	58円68銭	38円71銭	40円69銭
総		<b></b>	産	16, 910	17, 983	20, 406	23, 571
純	į	質	産	12, 834	13, 379	13, 342	13, 235

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダブルラック	20百万円	100. <sup>00%</sup>	金融サービス事業、アート関連事業
タラサ志摩スパアンド リゾート株式会社		100.	リゾート事業
カルナフィットネスアンド ス パ 株 式 会 社	30百万円	100.	健康産業事業

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、所得・雇用環境の改善傾向や政策による景気の下支 えの期待はあるものの、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や円高・ 株安、消費増税などの懸念により、回復のペースは緩慢なものになることが 予想されております。

このような状況の中、当社グループは平成28年4月度よりスタートした第33期は年度方針として「チャレンジの年」とすることを掲げ、中長期的な視点に基づき、人材、組織など経営基盤固めを実践するとともに、「アート関連事業」において、新規顧客の開拓及び過去に捉われず新たな収益基盤の創造にチャレンジしてまいります。

「アート関連事業」のスタンダードアート部門におきましては、新規会場の開拓、新企画催事の開催や新広告媒体の開発を進め、新規顧客の開拓に注力するとともに、催事計画の精度を高め、収益力の向上に努めてまいります。

また、イラスト系アート部門におきましては、グッズ事業や出版・モバイル事業を強化し、店舗及び通販、大型イベント「軸中心祭」「神絵祭」において集客の拡大を図り、新規顧客の獲得、取扱アーティストのブランド化や新作家開発に努め、版画の売上拡大につなげてまいります。

「金融サービス事業」におきましては、クレジット事業において加盟店管理や低コスト運営の徹底を図り、消費者の利益の保護を最優先とした運用・体制づくりを徹底してまいります。

「リゾート事業」におきましては、「タラサ志摩ホテル&リゾート」の従来の強みである「タラソテラピー」を軸に商品展開・営業活動を行い、リピーター率の高い施設を目指してまいります。

「健康産業事業」におきましては、「カルナ フィットネス&スパ 柏」で、引き続きホスピタリティ精神を大切にした質の高いサービスの提供を行

い、新規会員の獲得数アップと既存会員の退会防止、客単価の上昇に努めて まいります。また、お客様の多様なニーズに応える新しいプログラムを積極 的に取り入れ、地域の方の健康づくりに貢献できる存在となることを目指し てまいります。

株主の皆様におかれましては、格別のご理解となお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) **主要な事業内容**(平成28年3月31日現在)

当社グループは、当社(アールビバン株式会社)及び子会社3社により構成されており、版画・絵画・美術品の購入及び販売事業、割賦販売斡旋事業 (クレジット事業)、割賦債権担保融資、リゾートホテル、フィットネスクラブ等の営業を行っております。

#### (6) 主要な事業所(平成28年3月31日現在)

① 当社

本店

ネットワークセンター マジカルアートギャラリー アールジュネス秋葉原 アールジュネス名古屋 アールジュネス日本橋 アールジュネス福岡 こみっく軸中心派秋葉原本店 こみっく軸中心派秋葉原別館 こみっく軸中心派名古屋店 こみっく軸中心派日本橋店 軸中心派福岡天神店

軸中心派小倉店

東京都品川区東品川 埼玉県入間郡三芳町 千葉県浦安市舞浜 東京都千代田区外神田 愛知県名古屋市中区大須 大阪府大阪市浪速区日本橋 福岡県福岡市中央区天神 東京都千代田区外神田 東京都千代田区外神田 愛知県名古屋市中区大須 大阪府大阪市浪速区日本橋 福岡県福岡市中央区天神 福岡県北九州市小倉北区浅野

#### ② 子会社

株式会社ダブルラック タラサ志摩スパアンドリゾート株式会社 カルナフィットネスアンドスパ株式会社

東京都品川区東品川 東京都品川区東品川 東京都品川区東品川

#### (7) 使用人の状況(平成28年3月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
アート関連事業	117名(38名)	8名増(14名減)
金融サービス事業	8名 (2名)	2名増( 1名減)
リゾート事業	45名(23名)	2名増( 5名減)
健康産業事業	12名(38名)	4名減 ( 9名増)
合 計	182名(101名)	8名増(11名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を 外数で記載しております。
  - 2. アート関連事業における使用人数の増減について、その主な理由は、グッズ店舗 縮小による、パート社員の減少によるものであります。

## ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
		117名	,	8名増			35.6歳					8. 5	年	

(注) 使用人数にはパート及び嘱託社員は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借				入				先	借	入	額	(	千	円	)
株	式	会	社 =	三 扌	井 自	. 友	銀	行		:	2, 325, 00	00			
株	式	会	社	新	銀	行	東	京			1, 000, 00	00			
株	式	会	社	<u>.</u>	静	岡	銀	行			600, 00	00			
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行			500, 00	00			
株	式	会	社	東	日	本	銀	行			300, 00	00			
オ	IJ	ツ	ク	ス	株	式	숫	社			295, 00	00			
オ	IJ	ック	ス	銀	行	株式	: 会	社			150, 00	00			

#### (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社子会社の株式会社ダブルラックにおきまして、平成24年7月30日付で、カイスアート株式会社(韓国ソウル市)ほかから、美術品担保融資事業における買戻条件付売買契約により取得した一部の美術品等(以下、「本件美術品等」という)の返還請求及び損害賠償責任訴訟の提起を受け、係争しておりましたが、平成27年5月21日付で裁判上の和解が成立いたしました。

当連結会計年度において、カイスアート株式会社へ本件美術品等の売却を行い、和解金はすべて入金となり、特別利益へ計上しております。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 60,000,000株

② 発行済株式の総数 15,463,816株(自己株式2,386,612株を含む)

③ 株主数 7,592名

④ 大株主上位10名

株	Ė	Ē	名	持	株	数	持	株	比	率
有限会	き社カツコ	ーポレー	ション	6,	370, 000	朱		48	. 7%	
野	澤	典	子		458, 800	朱		3	. 5%	
	信託銀行株式				249, 600	朱		1	. 9%	
清	野	哲	孝		211, 200	朱		1	. 6%	
久 貞	良 木	利	光		173, 000	朱		1	. 3%	
BNY GC!	M CLIENT AC	COUNT JPRD	AC ISG		167, 700	朱		1	. 3%	
明治等	安田生命	保険相	丘 会 社		141, 600	朱		1	. 1%	
梅	田	泰	行		140, 200	朱		1	. 1%	
大	田	昭	彦		140, 000	朱		1	. 1%	
野	澤	克	巳		127, 284	朱		1	.0%	

- (注) 1. 当社は自己株式を2,386,612株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

氏		3	名	会社	における	地位	担当及び重要な兼職の状況
野	澤	克	巳	代表	取締役	会長	タラサ志摩スパアンドリゾート㈱取締役会長
岩	本	_	也	代表	取締役	社長	タラサ志摩スパアンドリゾート㈱取締役 ㈱ファイナンスソリューション代表取締役社長 ㈱リバース代表取締役会長
樋	П	弘	司	取	締	役	管理部長兼経営企画室長 (㈱ダブルラック取締役
青	山	銀	=	取	締	役	合同会社HRMサポート代表社員
園	Л	勝	美	常動	勘 監 3	並 役	
松	本	拓	生	監	查	役	恵比寿松本法律事務所代表 PGMホールディングス㈱社外取締役
髙	橋	健力	に郎	監	查	役	税理士法人山田&パートナーズパートナー

- (注) 1. 取締役青山銀二氏は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役松本拓生氏及び監査役髙橋健太郎氏は、社外監査役であります。
  - 3. 常勤監査役園川勝美氏及び監査役髙橋健太郎氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・常勤監査役園川勝美氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があります。
    - ・監査役髙橋健太郎氏は、税理士の資格を有しております。
  - 4. 当社は、取締役青山銀二氏及び監査役髙橋健太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく 独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 5. 常勤監査役園川勝美氏は「社外監査役」の要件を満たしており、平成28年6月24日開催予定の第32期定時株主総会及びその後の監査役会終了後、常勤社外監査役となる予定です。

同氏は、長年の会社経営や経理・財務業務、金融に携わってきた経験と知識を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

6. 平成28年5月23日付で取締役の重要な兼職の異動を次の通り変更しております。 野澤克巳氏は、カルナフィットネスアンドスパ㈱の代表取締役社長に就任しております。 ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区						分	支給人員	支	給	額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)	4名 (1名)	50百万	円 (3百	万円)
監(う	ち	社	查外	監	查	役 役)	3名 (2名)	13百万	円 (7百	万円)
合						計	7名 (3名)	63百万	円(11百	万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第10期定時株主総会において年額 200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
  - 3. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第10期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
  - 4. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
    - 該当事項はありません。

#### ③ 社外役員に関する事項

イ. 取締役青山銀二氏は、合同会社HRMサポートの代表社員であります。 兼務先である合同会社HRMサポートと当社との間には特別な関係は ありません。

監査役松本拓生氏は、恵比寿松本法律事務所代表及びPGMホールディングス株式会社の社外取締役であります。兼務先である恵比寿松本 法律事務所及びPGMホールディングス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役髙橋健太郎氏は、税理士法人山田&パートナーズのパートナーであります。兼務先である税理士法人山田&パートナーズとは顧問契約を締結しており、報酬を支払っております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況 取締役会及び監査役会への出席状況

				活	動	状	況
取締役	青山	銀	=				こ出席し、長年の ・提言を行ってお
監査役	松本	拓	生	当事業年度に開作 13回全てに出席 提言等、適宜、	し、弁護士と	しての専門的見	
監査役	髙橋	建太	郎	当事業年度に開 てに出席し、税理 適宜、必要な発	<b>里士としての専</b>	門的見地から	監査役会13回全 の助言・提言等、

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役青山銀二氏、監査 役松本拓生氏、監査役髙橋健太郎氏ともに1百万円または法令が定め る額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 優成監査法人

#### ② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		22百万円	
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額		22百万円	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品 取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区 分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載し ております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬 見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、 会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## ⑤ 責任限定契約の内容と概要

当社は会計監査人と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約の締結はいたしておりません。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

○. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要 は以下のとおりであります。

#### 1. 業務運営の基本方針

(1) 当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とし、また、アールビバン 企業倫理規程を業務運営の行動規範とする。

<経営理念>

私たちは、絵を通じてひとりでも多くの人々に夢と希望をもたらし、豊かな生活文化に貢献します。

- (2) 当社の子会社は、各社の経営理念を経営の拠り所とし、また、各社企業倫理規程を業務運営の行動規範とする。
- 2. 当社及び当社の子会社(以下、当企業集団という)の取締役・使用人の 職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
- (1) 当企業集団は、企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役員・社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (2) コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役は、管理担当取締役をコンプライアンス全体に関する統括責任者に任命し、管理部がコンプライアンス体制の構築について維持、整備にあたる。また、総務部門においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括する事とし、同部門を中心に役員及び社員の教育研修を行う。
- (3) 内部監査部門は、総務部門と連携の上、当企業集団のコンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は社長に報告され、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

(4) 当企業集団は相談・通報体制を設け、役員及び社員等により社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また、行われようとしている事に気づいたときは、指定弁護士に通報(匿名も可)しなければならないと定める。

会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行わない。

- 3. 当企業集団の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- (1) 当企業集団は、環境・安全・リスク管理体制を統括する組織として管理部長を統括責任者とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を定期的に開催し、リスク管理を行う。
- (2)経営危機が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して「危機管理規程」等に従い対応する事とする。

経営危機のうち自然災害が発生した場合においては、管理部長を本部長とする「災害対策本部」が統括して「非常災害対策規程」等に従い対応する事とする。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項 管理部長が統括責任者として、文章管理規程に従い、取締役の職務執行に 係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文章等という)に記録し、保存す る。

取締役及び監査役は常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。

5. 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するため の体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な中期経営計画及び年次経営計画に基づいた目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促す事を内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

6. 当社及び子会社から成るグループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社のセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。なお、子会社の経営については、経営企画室が統括管理し「関係会社管理規程」に従い、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

7. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における 当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関す る事項

監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要事項を命令する事ができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員に関して、取締役、内部監査室長等の指示命令を受けないものとする。

- 8. 当企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の 監査役会への報告に関する体制
- (1) 当企業集団の取締役及び社員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社またはグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス管理について、すみやかに報告する。
- (2) 会社は、上記の報告者に対して、不利益な扱いを行わない。
- 9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、 すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制 監査役会と代表取締役社長及び管理担当取締役並びに管理部長との間の定 期的な意見交換会を設定する。なお、監査役は当社の会計監査人から監査内 容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

#### ○. 内部統制システムの運用状況の概要について

#### (1) 現状の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会を設置しております。取締役会は、取締役4名で構成され、うち社外取締役は1名選任しております。監査役会は3名で構成され、うち社外監査役は2名を選任しております。

当社は、取締役および監査役が出席する取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、また各部門の業績をチェックすることで業務執行の監督を実施しております。また、取締役および各部門の責任者が出席する経営会議を月1回開催し、経営基本方針および業務上の重要事項等を周知徹底しております。今後の各部門戦略を検討し、改善点等を定期的に検討し、社会情勢の変化に対応できる柔軟な組織体制を構築しております。当社のリスク管理体制は、月1回以上の取締役会を開催しております。当社決裁権限規程に基づいて、重要な案件、各種経営施策等の議案について多角的な視点で審議を行った上で意思決定を行っており、これらの機会を多く設けることにより、迅速かつ適切な意思決定を可能にしております。

#### (2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査は内部監査室2名によって、内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、業務執行の状況について監査を実施しております。内部監査室は適宜監査役に報告するなど監査役と連携することにより、内部監査の実効性向上に努めております。監査役は取締役会に常時出席し、経営執行状況について監査を実施しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議・決定を行っております。また、監査役は内部監査室及び監査法人との聞で意見交換を行うととによって、経営執行の状況を効率的、合理的に把握し、監査の実行性を高めております。なお、社外監査役高橋健太郎は、当社との特別な利害関係が無く、中立・公正な立場であるため、独立役員に指定しております。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月23日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当企業集団の業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制 について当企業集団の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせた具体的かつ明確な表 現へ変更したものであります。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20, 801, 529	流動負債	8, 687, 274
現金及び預金	4, 369, 111	買掛金	395, 238
受取手形及び売掛金	10, 900, 530	短期借入金	3, 245, 000
		1年内返済予定の長期借入金	560, 008
たな卸資産	4, 164, 819	未払法人税等	306, 701
前 払 費 用	108, 931	前 受 金	1, 158, 261
繰 延 税 金 資 産	947, 235	割賦利益繰延	2, 520, 506
そ の 他	402, 517	賞 与 引 当 金	58, 804
·		返品調整引当金	13, 453
貸 倒 引 当 金	△91, 616	そ の 他	429, 300
固定資産	2, 769, 610	固 定 負 債	1, 648, 001
有 形 固 定 資 産	547, 041	長期借入金	1, 364, 992
建物及び構築物	275, 235	リース債務	5, 706
		退職給付に係る負債	145, 568
土 地 	227, 722	資 産 除 去 債 務	129, 695
リース資産	5, 355	そ の 他	2, 040
そ の 他	38, 728	負 債 合 計	10, 335, 276
無形固定資産	54, 119	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	2, 168, 450	株主資本	13, 217, 769
		資 本 金	1, 656, 000
投資有価証券	309, 264	資本剰余金	6, 706, 301
長 期 貸 付 金	950, 000	利益剰余金	6, 184, 359
敷金及び保証金	189, 287	自 己 株 式	△1, 328, 892
繰 延 税 金 資 産	291, 215	その他の包括利益累計額	18, 093
		その他有価証券評価差額金	76, 086
そ の 他	777, 214	退職給付に係る調整累計額	△57, 992
貸 倒 引 当 金	△348, 531	純 資 産 合 計	13, 235, 863
資 産 合 計	23, 571, 139	負 債 · 純 資 産 合 計	23, 571, 139

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位: 千円)

									(単位:十円)
		科			E	1		金	額
売			上		高				5, 929, 342
売		上		原	価				2, 600, 449
	売		上	総	利		益		3, 328, 893
販	売	費及	ι –	般 管	理 費				2, 616, 332
	営		業		利		益		712, 560
営		業	外	収	益				66, 934
	受	取	利 息	及び	が 配	当	金		9, 409
	貸	倒	引	当 金	戻	入	額		40, 244
	雑			収			入		17, 280
営		業	外	費	用				78, 054
	支		払		利		息		13, 052
	為		替		差		損		63, 431
	雑			損			失		1,570
	経		常		利		益		701, 440
特		別		利	益				523, 651
	受		取	和	解		金		523, 651
特		別		損	失				243, 551
	店	舗	閉	鎖	掛	Į	失		1,622
	投	資	有 価	証 券	亲 評	価	損		1, 491
	減		損		損		失		30, 223
	貸	倒	引	当 金	繰	入	額		210, 212
Ŧ.	<b>兑</b> :	金等	調整	前 当	期紅	利	益		981, 541
注	去)	、税、	住 月	民 税 及	びび	事 業	税		444, 069
注	去	人	税	等	調	整	額		5, 379
¥	当	期		純	利		益		532, 092
兼	見 会	社 株	主に帰	属する	5 当期	純 利	益		532, 092

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

					(十四:114)
			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1, 656, 000	6, 706, 301	6, 240, 741	△1, 328, 892	13, 274, 151
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△588, 474		△588, 474
親会社株主に帰属する当期 純 利 益			532, 092		532, 092
株主資本以外の項目の当期変動 額 ( 純 額 )					
当期変動額合計	_	_	△56, 381	_	△56, 381
当 期 末 残 高	1, 656, 000	6, 706, 301	6, 184, 359	△1, 328, 892	13, 217, 769

					その	その他の包括利益累計額					
					その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計			
当	期	首	残	高	109, 075	△41, 063	68, 012	13, 342, 164			
当	期	変	動	額							
剰	余	金(	の配	当				△588, 474			
親:	会社株		帰属す	る当 益				532, 092			
株主額	E資本以 (	外の項 純	目の当期 額	]変動 )	△32, 989	△16, 929	△49, 918	△49, 918			
当	期変	動	額合	計	△32, 989	△16, 929	△49, 918	△106, 300			
当	期	末	残	高	76, 086	△57, 992	18, 093	13, 235, 863			

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 3社

・主要な連結子会社の名称 ㈱ダブルラック

タラサ志摩スパアンドリゾート(株) カルナフィットネスアンドスパ(株)

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称 インターナショナル・オークション・システムズ㈱

ART VIVANT Hong Kong LIMITED

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期

純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を

及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当する会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称
インターナショナル・オークション・システムズ㈱

ART VIVANT Hong Kong LIMITED

・持分法を適用しない理由 当期純捐益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分

に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても 連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性

がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は同一であります。

- (4) 会計方針に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - イ. その他有価証券

・時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は

全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均

法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下

に基づく簿価切下げの方法により算定)

• 貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

(リース資産を除く)

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年~36年

口. 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウエア (自社利用分) については、社内における 利用可能期間 (3年又は5年) に基づく定額法によって

おります。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 を採用しております。

二. 長期前払費用

均等償却

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してお ります。

口. 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、賞与支給見込額の当連結会 計年度負担額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

出版事業における商品の返品による損失に備えるため、 当連結会計年度の売上を基礎として返品見込額相当額 を計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
  - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理をしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る 期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる事項
  - イ. 重要なヘッジ会計の方法
    - ・ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

ヘッジ方針

財務上発生している金利リスク回避を目的としてデリバティブ取引を導入してお り、投機目的の取引は行っておりません。

・ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、連結会計年度末日における有効性の評価を省略しております。

- ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ハ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

#### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

受助毛形

文以子//	40     1
割賦売掛金	680,824千円
建物及び構築物	72, 341千円
土地	182,000千円
計	935, 212千円
担保資産に対応する債務	
短期借入金	1,795,000千円
長期借入金	825,000千円
	2,620,000千円

なお、建物及び構築物及び土地には根抵当権が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,440,885千円

16千四

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	15,463千株	-千株	-千株	15,463千株

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株	式(	の種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	2,386千株	-千株	-千株	2,386千株

- (3) 剰余金の配当に関する事項
  - ① 配当金支払額等

平成27年6月25日開催の第31期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 392,316千円・1株当たり配当額 30円00銭

・基準日 平成27年3月31日・効力発生日 平成27年6月26日

② 平成27年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 196,158千円・1株当たり配当額 15円00銭

・基準日 平成27年9月30日・効力発生日 平成27年12月10日

③ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 平成28年6月24日開催の第32期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 196,158千円・1株当たり配当額 15円00銭

・基準日 平成28年3月31日・効力発生日 平成28年6月27日

なお、配当金原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金については流動性の高い金融資産で運用しており、資金調達については主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については金利変動リスクを回避するために利用しております。

営業債権である割賦売掛金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

その他有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、関連当事者である侑カツコーポレーションに対するものであり、定期的に回収先の財務状況等を把握しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	4, 369, 111千円	4, 369, 111千円	_
② 受取手形及び売掛金	10,900,530千円		
割賦利益繰延*1	△2,520,506千円		
貸倒引当金*2	△90, 983千円		
	8, 289, 040千円	8, 289, 040千円	_
③ 投資有価証券 * 3 その他有価証券	282, 311千円	282, 311千円	-
④ 長期貸付金	950,000千円	950,000千円	
⑤ 短 期 借 入 金	(3, 245, 000) 千円	(3,245,000)千円	-
⑥ 前 受 金	(1, 158, 261)千円	(1, 158, 261)千円	-
⑦ 長期借入金 (1年内返 済予定の長期借入金 含む)	(1,925,000)千円	(1,922,226)千円	△2,773千円

負債に計上されているものについては、()で示しております。

- \*1割賦売掛金に係る割賦利益繰延(負債勘定)を控除しております。
- \*2割賦売掛金及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。
- \*3非上場株式(1,740千円)、非連結子会社株式(10,160千円)及び投資事業有限責任組合等の出資金(15,052千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

#### (時価の算定方法)

① 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは回収まで1年以上要するものがありますが、顧客の信用状態が大きく異ならない限り時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

株式は、取引所の価格によっております。

④ 長期貸付金

個別に回収可能性を勘案し、回収見込額等に基づいて算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 短期借入金及び⑥ 前受金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する 方法によっております。

#### 6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,012円13銭

(2) 1株当たり当期純利益

40円69銭

#### 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 9. その他の注記

減損損失に関する注記

場所	用途	種類	減損損失
東京都品川区	グッズ事業	建物、工具器具備品及 びソフトウエア	22,523千円
三重県鳥羽市	ホテル	機械装置及び工具器 具備品	7,700千円

当社グループは、資産のグルーピングに際し、主に管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。

当連結会計年度において営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(30,223千円)として特別損失に計上しました。その内訳は建物6,662千円、機械装置492千円、工具器具備品11,000千円及びソフトウエア12,068千円であります。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9, 637, 854	流動負債	4, 313, 374
現金及び預金	2, 687, 889	買 掛 金	97, 793
売 掛 金	1, 275, 176	短 期 借 入 金	1,650,000
商品	445, 935	1年内返済予定の長期借入金	460, 000
貯 蔵 品	44, 106	未 払 金	104, 812
前 渡 金	35, 454	未 払 費 用	66, 604
前 払 費 用	78, 674	未払法人税等	238, 652
短 期 貸 付 金	4, 609, 496	前 受 金	1, 137, 569
未 収 入 金	166, 903	前 受 収 益	127, 612
繰 延 税 金 資 産	293, 385	割賦利益繰延	326, 688
そ の 他	1, 515	賞与引当金	43, 810
貸倒引当金	△683	返品調整引当金	13, 453
固定資産	6, 743, 475	そ の 他	46, 376
有 形 固 定 資 産	302, 251	固定負債	1, 229, 336
建物	87, 704	長期借入金	1, 165, 000
構築物	684	リース債務	5, 706
機械装置	4, 908	退職給付引当金	56, 716
車 両 運 搬 具	2, 146	そ の 他	1, 914
工具器具及び備品	19, 452	負 債 合 計	5, 542, 710
土 地	182, 000	(純資産の部)	0,012,710
リース資産	5, 355	株主資本	10, 762, 405
無形固定資産	9, 502	資 本 金	1, 656, 000
電話加入権	57	資本剰余金	6, 736, 114
ソフトウェア	9, 444	その他資本剰余金	6, 736, 114
投資その他の資産	6, 431, 721		
投資有価証券	298, 369		3, 699, 182
関係会社株式	30, 160	利益準備金	368, 152
長期貸付金	9, 515, 323	その他利益剰余金	3, 331, 030
保険積立金	164, 290	繰越利益剰余金	3, 331, 030
敷金及び保証金	84, 264	自己株式	△1, 328, 892
繰延税金資産	24, 373	評価・換算差額等	76, 214
その他	102, 862	その他有価証券評価差額金	76, 214
貸倒引当金	△3, 787, 923	純 資 産 合 計	10, 838, 619
資 産 合 計	16, 381, 329	負債・純資産合計	16, 381, 329

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

											(中位・111)
		科					目			金	額
売			-	Ŀ			高				3, 788, 393
売		١	Ł	原	Į		価				1, 184, 941
	売		上		総		利		益		2, 603, 451
販	売	費及	え び	— 船	计管	理	費				2, 314, 555
	営		:	業		利			益		288, 896
営		業	5	<b>ለ</b>	収		益				388, 095
	受	取 利	1 息	及て	ド配	当	金				160, 621
	受	取	割	賦	手	数	料				162, 252
	貸	倒	引	当 金	戻	入	額				51, 244
	雑			収			入				13, 977
営		業	5	<b>ለ</b>	費		用				126, 602
	支		払		利		息				13, 052
	支	払	割	賦	保	証	料				49, 079
	為		替		差		損				63, 226
	雑			損			失				1, 243
	経		1	常		利			益		550, 389
特		另	ij	損	į		失				25, 637
	店	í	鯆	閉	£	肖	損		失		1,622
	減		3	損		損			失		22, 523
	投	資	有	価	証	券	評	価	損		1, 491
<b>1</b>	锐	引	前	当	期	糸	屯 君	FIJ	益		524, 752
Ý	生 ノ	人税	. 1	主 民	税	及で	び事	業	税		221, 533
Ý	去	人	税		争	調	整		額		△27, 361
ì	当		期	糸	ŧ		利		益		330, 580

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位: 千円)

						(中位・111)					
	株主資本										
		資本乗	制余金	利益剰余金							
	資本金	2. の 4. 次 士	次士到人人		その他利益剰余金						
		その他資本剰 余 金	: の他資本 資本剰余金計		繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高	1, 656, 000	6, 736, 114	6, 736, 114	309, 304	3, 647, 771	3, 957, 076					
当 期 変 動 額											
剰余金の配当					△588, 474	△588, 474					
利益準備金の積立				58, 847	△58, 847						
当期純利益					330, 580	330, 580					
株主資本以外の項目の 当期変動 額(純額)											
当期変動額合計	-	_	_	58, 847	△316, 741	△257, 893					
当 期 末 残 高	1, 656, 000	6, 736, 114	6, 736, 114	368, 152	3, 331, 030	3, 699, 182					

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	純資産合計
当期首残高	△1, 328, 892	11, 020, 299	109, 095	109, 095	11, 129, 394
当期変動額					
剰余金の配当		△588, 474			△588, 474
利益準備金の積立					
当期純利益		330, 580			330, 580
株主資本以外の項目の 当期変動 額(純額)			△32, 881	△32, 881	△32, 881
当期変動額合計	_	△257, 893	△32, 881	△32, 881	△290, 775
当 期 末 残 高	△1, 328, 892	10, 762, 405	76, 214	76, 214	10, 838, 619

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 個別注記表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に

より算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

③ デリバティブ 時価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下

に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属 設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年~31年

② 無形固定資産 ソフトウエア (自社利用分) については、社内におけ (リース資産を除く) る利用可能期間 (3年又は5年) に基づく定額法によ

っております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

法を採用しております。

④ 長期前払費用 均等償却

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸

倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上

しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額の当期

負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金 出版事業における商品の返品による損失に備えるため、

当事業年度の売上を基礎として返品見込額相当額を計

上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ る退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上 しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事 業年度末までの期間に帰属させる方法については、期 間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時に おける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (9年)による定額法により按分した額を、発生の翌 事業年度から処理することとしております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - ① 重要なヘッジ会計の方法
    - ・ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

・ヘッジ方針

財務上発生している金利リスク回避を目的としてデリバティブ取引を導入しており、 投機目的の取引は行っておりません。

・ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、事業年度末日における有効性の 評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

建物 71.656壬円 構築物 684千円 十地 182,000千円 254,341千円

なお、建物及び構築物及び土地には根抵当権が設定されております。

下記の資産については、短期借入金1,500,000千円及び長期借入金825,000千円に対する 質権等(担保留保)を設定しています。

短期貸付金 46千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

616,332千円

#### (3) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

㈱ダブルラック 1,895,000千円

(4) 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

① 短期金銭債権 4,772,952千円

② 短期金銭債務 21,086千円

③ 長期金銭債権 8,565,323千円

#### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 販売費及び一般管理費

16,488千円

153,246千円

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

② 営業取引以外の取引高

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,386千株	-千株	-千株	2,386千株

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	13,520千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1, 145, 118千円
商品評価損否認	252, 253千円
関係会社株式評価損否認	179,935千円
減損損失否認	73,060千円
投資有価証券評価損否認	45,472千円
未払事業税	8,796千円
その他	76,910千円
繰延税金資産小計	1,795,067千円
評価性引当額	△1,456,240千円
繰延税金資産合計	338,827千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△21,067千円
繰延税金負債合計	△21,067千円
繰延税金資産の純額	317,759千円

#### 6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

			av. v. 16. 66.	関係内容					the trade do
種類	Ę	会社等の名称	議決権等の 所 有 割 合	役員の兼任 等	事業上の関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要核	注	(有)カツコーホ <sup>°</sup> レーション	被所有 直接 48%	兼任 1名	資金の貸 付	資金の貸付 貸付金の担 保 受 入 [注 2]	950, 000 950, 000	長期貸付金	950, 000

- (注) 1.有限会社カツコーポレーションは、当社の代表取締役野澤克巳が代表者を務め、100% の議決権を所有しております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金の担保として、当社株式2,900千株に対して、質権設定をしております。担保受入の取引金額は当事業年度末の貸付残高であります。また、貸付金の金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

#### (2) 関連会社等

		議決権等の 所 有 割 合	関係内容			西司公姻		期末残高
種類	会社等の名称		役員の兼任 等	事業上の関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	(千円)
					資金の貸付 [注2]	1, 358, 000	短期貸付金 長期貸付金	4, 609, 496 4, 216, 179
					利息の受取 [注 3.(1)]	151, 446	_	-
子会社	(株)ダ゛フ゛ルラック	所有 直接 100%	兼任 1名	資金の援 助	連結納税に よる個別帰 属 額	_	未収入金	151, 397
		100 /0			当社銀行借 入等に対す る被保証 [注3.(3)]	2, 325, 000	_	-
					債務保証 [注3.(4)]	1, 895, 000	_	-
	he delatite of we	所有	26.65	We A on Let	資金の貸付 [注 3.(2)]		長期貸付金	3, 519, 144
子会社	タラサ志摩スパア ンドリゾート(株)		兼任2名	資金の援助	連結納税に よる個別帰 属 額	_	未 払 金	21, 086
子会社	カルナフィットネスアン ト゛スハ゛(株) 所有 直接 100%	所有		資金の貸付 [注 3.(2)]	_	長期貸付金	830, 000	
		かけフィットネスアント スパ (株) 100%	_	資金の援助	連結納税に よる個別帰 属 額	_	未収入金	6, 048

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 短期の資金の貸付については、貸付額と回収額とを相殺し純額を記載しております。
  - 3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (2) 貸付金について貸倒引当金をタラサ志摩スパアンドリゾート㈱に3,136,000千円、カルナフィットネスアンドスパ㈱に596,000千円それぞれ計上しております。
- (3) 当社の銀行からの借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。
- (4) 金融機関からの借入金に対して債務保証を行ったものであります。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

828円82銭

(2) 1株当たり当期純利益

25円28銭

# 8. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

#### 9. その他の注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

## アールビバン株式会社

取締役会 御中

## 優成監査法人

公認会計士 加藤善孝 ⑩

公認会計士 小松亮 一 ⑩

公認会計士 本間洋一 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アールビバン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検 討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アールビバン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DJ F

## 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

## アールビバン株式会社

取締役会 御中

## 優成監査法人

公認会計士 加藤善孝 ⑩

公認会計士 小松亮一 ⑩

<sup>| と | 社 | 貝 |</sup> 公認会計士 本 間 洋 一 | 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アールビバン株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に 違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人優成監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認 めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人優成監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認 めます。

平成28年5月23日

## アールビバン株式会社 監査役会

- 常勤監査役 園川勝美 印
- 社外監査役 松 本 拓 牛 印
- 社外監査役 髙橋健太郎 印

以 上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

第32期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び財務体質の状況等を 勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき普通配当5円に、特別配当10円を加え、1株につき金15円といたしたいと存じます。
  - なお、この場合の配当総額は、196,158,060円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日平成28年6月27日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月 1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でな い監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、 それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮で きるよう、現行定款第25条第2項及び第32条第2項の一部を変更するもので あります。

なお、現行定款第32条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得 ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款

第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)

#### 第25条 (条文省略)

②当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約 に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万 円以上であらかじめ定めた金額または法令 で規定する金額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)

#### 第32条 (条文省略)

②当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外監査役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約 に基づく損額賠償責任の限度額は、金100万 円以上であらかじめ定めた金額または法令 で規定する金額のいずれか高い額とする。

更 第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)

## 第25条 (現行どおり)

変

②当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、取締役(業務執行取締役等であるも のを除く。)との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基 づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以 上であらかじめ定めた金額または法令で規 定する金額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)

#### 第32条 (現行どおり)

②当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、監査役との間に、任務を怠ったこと による損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基 づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以 上であらかじめ定めた金額または、法令で 規定する金額のいずれか高い額とする。

## 第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役4名全員が任期満了となります。 つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		当社における地位、担当 長な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
1	の野 澤 克 产 (昭和28年2月19日生)	昭和59年11月 平成 8年11月 平成 8年11月 平成 12年 8月 平成13年 7月 平成15年 3月 平成16年 8月 平成19年 2月 平成20年 3月 平成21年 3月 平成21年 9月 平成21年 9月 平成22年 9月 平成26年 6月 平成26年 6月	当社設立代表取締役社長 (㈱アートファイナンス (現㈱ダブルラック) 代表取締役社長 (㈱イーピクチャーズ (現アールビバン(㈱) 代表取締役会長 タラサ志摩スパアンドリゾート㈱代表取締役会長 タラサ志摩スパアンドリゾート㈱代表取締役会長 インテグラルビューティー(㈱) (現タラサ志摩スパアンドリゾート㈱代表取締役会長 ジュネックス(㈱) 代表取締役会長 ジュネックス(㈱) 取締役会長 タラサ志摩スパアンドリゾート㈱代表取締役 (㈱・ジュネックス (現アールビバン(㈱) 取締役会長 タラサ志摩スパアンドリゾート㈱代表取締役 (㈱ダブルラック代表取締役と長 カルナフィットネスアンドスパ㈱取締役 カルナフィットネスアンドスパ㈱大表取締役会長 カルナフィットネスアンドスパ㈱な締役 カルナフィットネスアンドスパ㈱な締役 カルナフィットネスアンドスパ㈱な締役 カルナフィットネスアンドスパ㈱な締役 カルナフィットネスアンドスパ㈱な締役 カルナフィットネスアンドスパ㈱な締役会長 当社取締役会長 (現任)	127, 284株
		ノノッ心序へへ	アンドリゾート㈱取締役会長	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
2	が は ご ご で 可 (昭和46年8月11日生)	平成7年4月 公認会計士荻原康夫事務所入所 平成12年9月 (㈱エスアールエル・メディサーチ入社	500株
3	※ 野 澤 竹 志 (昭和57年12月27日生)	平成18年4月㈱リンクアンドモチベーション 入社平成22年3月㈱ローザス入社平成25年4月当社入社社長室	3, 902株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の 株 式 数
4	※ **  **  **  **  **  **  **  **  **  *	平成11年4月       日本エイム㈱入社         平成14年1月       UFJ住宅販売㈱ (現三菱U F J 不動産販売㈱) 入社         平成19年4月       ㈱リュックス設立 代表取締役 (現任)         平成22年1月       ㈱リュックスソリューション ズ設立 代表取締役 (現任)         (重要な兼職の状況)       (株別ユックスソリューションズ 代表取締役         ㈱リュックスソリューションズ 代表取締役	145, 100株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

か高い額としております。

- 2. 取締役候補者野澤克巳氏は侑カツコーポレーションの取締役社長であり、当社は同社 との間に資金貸付の取引があります。その他の取締役候補者と当社との間には特別の 利害関係はありません。
- 3. 酒井宏彰氏は社外取締役候補者であります。 酒井宏彰氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。 同氏は、㈱リュックス等における長年の企業経営に携わった経験・見識を、当社の経 営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
- 4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。 酒井宏彰氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づ き、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損 害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が定める額のいずれ
- 5. 酒井宏彰氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立 役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役松本拓生氏は任期満了となり、監査 役髙橋健太郎氏は辞任されます。

つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	方 所有する当社 の 株 式 数
1	※ 野 澤 二 三 (昭和10年10月23日生)	昭和30年4月 陸運機材工業株式会社(日本 イニングシート社名変更) 明社 会社更生法手続き事務 本発条株式会社の経営参加) 昭和59年6月 同社 取締役管理本部長 平成2年7月 株式会社ニッパツサービ 勢原開発準備室長 平成3年6月 当社入社取締役 管理本部長 平成9年5月 相談役就任 平成13年6月 相談役就任 平成13年6月 網ドリーム・アーツ常勤 役 平成14年7月 (株アートフック) 取締役 平成14年7月 (株アートフック) 取締役 タラサ志摩スパアンドリゾー監査役 (株イーピクチャーズ (現タラサ志摩なパアンドリゾート(税) 監査役 マ成17年6月 (ボイオ・アグリ(株) 監査役 (重要な兼職の状況) (株) ドリーム・アーツ監査役 (ボイオ・アグリ(株) 監査役 (ボイオ・アグリ(株) 監査役 (ボイオ・アグリ(株) に重要な兼職の状況) (株) ドリーム・アーツ監査役 (ボイオ・アグリ(株) に変合 (ボイオ・アグリ(株) に変合 (ボイオ・アグリ(株) により (ボイオ・アグリ(株) (ボイオ・アグリ (ボイオ・アグリ) (ボイオ・アグリ (ボイオ・アグリ) (ボイオ・アグリ (ボイオ・アグリ (ボイス・アグリ (ボース・アグリ (ボース・アグ・アグリ (ボース・アグリ (ボース・アイ・アグリ (ボース・アイ・アグリ (ボース・アイ・アイ・アグリ (ボース・アイ・アイ・アグリ (ボース・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・	リクラ NA NA NA NA NA NA NA NA NA NA
2	※ ***** *** *** *** *** *** *** *** ***	平成18年10月 弁護士登録 平成18年10月 森田・山田法律事務所入 平成28年4月 寺本・柳岡・河野法律事務所	

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
  - 2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 3. 柳岡茂氏は、社外監査役候補者であります。
  - 4. 柳岡茂氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

同氏は、弁護士として豊富な経験を有しています。この経験を生かし、専門的見地から当社の経営全般について監査いただくことが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通 しており、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断して おります。

5. 監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

野澤二三朝氏及び柳岡茂氏が選任された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、野澤二三朝氏との責任限定契約の締結につきましては、第2号議案「定款一部 変更の件」の承認可決されることを条件といたします。

また、現任の園川勝美氏との間におきましても、同様の責任限定契約を締結す予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1百万円または法令が定める額のいずれ か高い額としております。

6. 柳岡茂氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が 選任された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である優成監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。 なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が明治アーク監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同 監査法人は、長年に亘る会計監査の実績を有し、独立性をはじめ専門性及び監査 活動の適切性・妥当性その他職務の執行に関する状況等から、当社の会計監査が 適正に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。 会計監査人の候補者は次のとおりであります。

(平成28年4月1日現在)

		(十)从20千年月1日先任)
名	称	明治アーク監査法人
事務	所	(主たる事務所) 東京都中央区日本橋二丁目1番21号 第二東洋ビル6階 (従たる事務所) 東京都新宿区西新宿一丁目23番3号 廣和ビル6階
沿	革	昭和38年 12月 公認会計士堀江・森田協同監査事務所 設立 昭和42年 2月 塚原・工藤公認会計士事務所 設立 昭和57年 8月 公認会計士堀江・森田協同監査事務所と塚原・工藤 公認会計士事務所が合併し、明治監査法人を設立 平成5年 1月 三浦公認会計士事務所 設立 平成16年 3月 アーク監査法人 設立 明治監査法人とアーク監査法人が合併し、明治アーク監査法人に名称変更
概	要	資本金76百万円代表社員8名社員18名職員公認会計士 公認会計士試験合格者 IT専門職 事務職員等 合名 合計 合計 会計 会社法監査 学校法人監査ほか17名関与会社数金融商品取引法・会社法監査 会社法監査 学校法人監査ほか17社 31社

以上

メ	Ŧ	

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区東品川四丁目12番8号 品川シーサイドイーストタワー16 F ホテルサンルート品川シーサイド 宴会場「海」 電話 (03) 6716-0011 (代表)



## 【最寄り駅】

#### ■りんかい線 品川シーサイド駅直結

改札を出て左手のエレベーターにてM1階へ、またはC出口への昇りエスカレーターをご利用いただきますとホテル地下1Fフロアーへ連絡しています。 改札から当会場まで、徒歩約6分となっております。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

